

令和5年第1回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和5年2月14日（火）

江東区教育委員会

令和5年第1回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和5年2月14日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年2月14日（火）午前10時49分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、
本田和恵、安部敏啓、鈴木清人
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長

6 議題

日程第1 教育長職務代理者の指名について

7 報告事項

- (1) 令和5年度奨学生予約生の決定について
- (2) 給付型奨学資金制度の創設について
- (3) 使用料等の6回目の特例的措置について
- (4) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
- (5) 令和5年度コミュニティ・スクール新規設置校について
- (6) （仮称）有明こども図書館の整備について
- (7) 令和5年度江東区立図書館サービス計画の策定について

8 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和5年第1回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

本日は、議事進行上の関係から、審議順を変更し、日程第1については、報告事項終了後に審議することといたしたいと存じます。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1 令和5年度奨学生予約生の決定について及び報告事項2 給付型奨学資金制度の創設については互いに関連する案件ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。本件について事務局より説明願います。

庶務課長。

星名 庶務課長 それでは、私から報告事項1及び2について御説明をいたします。

まず、資料1をお願いいたします。令和5年度奨学生予約生の決定についてでございます。奨学資金貸付制度におきます次年度高校入学予定者に係る奨学生が決定いたしましたので、その御報告でございます。

今回の申込者につきましては、記載のとおり2名で、奨学資金貸付審査会による審議を経まして、申込者2名を全員予約生として決定したものでございます。内訳といたしましては、基準内の方が1名、基準外の方が1名となっております。

なお、予約生につきましては、高校入学の確定後に奨学生として正式に決定するという形でございます。

次に、報告事項2でございます。資料2を御覧願います。給付型奨学資金制度の創設についてでございます。

まず、この経緯でございますが、現行の貸付制度におきます決定件数につきましては、高校無償化等の影響により減少を続けておまして、現行の厳しい経済状況にあっても減少傾向に変化はございません。

また、先ほど御説明しましたとおり、今年度の応募が2件ということで、急激に応募が減っているというところから、制度の見直しが急務であるということがまず1点。

また、この4月に施行されますこども基本法におきましては、「こどもの置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」とされてございまして、また、国が進めます異次元の少子化対策におきましても、教育費の負担軽減が求められておまして、これまでの貸付制度からさらに一步進んだ施策が求められているということから、新たな給付型の制度を創設するというのが経緯と整理しているところでございます。

次に、事業の概要でございます。対象者は、区内に1年以上居住する高校等への進学を希望する中学3年生であることで、一定の収入基準、成績基準を満たしていることとしてございます。

給付額につきましては、入学準備金として10万円、学資金として年額12万円（月額1万円相当）というところでございます。

採用予定人数については50名程度としてございまして、令和5年度に中学校、義務教育学校を卒業する生徒から制度を開始することといたしてございます。

給付のスケジュールでございますが、記載のとおりでございまして、

現行の貸付制度のスケジュールと同様にする予定でございます。

また、本制度の実施に伴いまして、現行の貸付制度は終了とし、これまでの制度と同様に諮問機関を設けまして、基準等の審議、奨学生の決定などを行う予定でございます。

なお、本制度の実施に伴いまして、新たに条例の制定が必要でございますので、令和5年第2回区議会定例会に条例案を提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

まず、資料1のほうなんですけれども、今、予定として決定されたということですが、公立高校の進学希望者の方が、この願いがかなわなかった場合、例えば私立に行ったりとか何かあると思うんですけど、その場合というのは、私立に行ったのはいよろしくと、そういうことはあり得るのでしょうか。

また、資料2のほうですが、基本的に給付型に私は反対の立場なんですけど、給付型の形になることで、御尽力くださっている皆様方、事務側の方々の負担というのは増えないのかなというのを心配しています。

本 多 教 育 長 2点ありました。

星 名 庶 務 課 長 まず、今年度の予約生の決定でございます。公立進学希望者1名というところが、これが仮にかなわずに私立に行った場合については、基本的には予約生としては決定してございますので、私立の金額を貸付けするという形になってございますので、予約生の決定ということに変更はございません。

給付型の事務につきましては、当面の間、並行してというんでしょうか、貸付けをしている方の返済は残りますので、その事務にプラスして給付型の事務ということになるんですけれども、給付型の事務自体が、全体としては、今、貸付けの初年度にやっている事務と事務量的には大きな変更はございませんので、給付型にすることによって徐々に事務の負担は減ってくるのかなと考えてございます。貸付けが続くと、その返済もずっと続くんですけれども、どこか一定の段階で返済が終了いたしますので、その際には、給付型になったほうが事務的には負担の軽減にはなると考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項3 使用料等の6回目の特例的措置についてを説明
願います。
学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは、資料3-1を御覧ください。使用料等の6回目の特例的措
置について御説明させていただきます。

まず、1、特別措置の延長の内容を御覧いただければと思います。区
貸出し施設の使用料については、新型コロナウイルス感染症の流行による
施設の利用制限等の状況を勘案しまして、本年3月末まで改定前の金
額に据え置くこととされておりますが、感染症が今後収束したとしても、
引き続き一定程度の施設の利用制限等が必要となる可能性があること、
また、今回の特例措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援
として行っていることなどを総合的に勘案し、6回目となる特例的措置
を実施することで、本年9月末まで据え置き期間を延長するものです。

次に、2、対応方針の(1)各施設の対応を御覧ください。減額する
ための対応方法としては、これまでの特例措置と同様、指定管理施設は、
区との協議の上、改定前の金額に据え置くことにより対応し、また、区
直営施設は、条例に定められた減額規定を適用して、改定前の金額に据
え置く方法により対応いたします。

教育委員会の対象施設は3番にございますが、区直営施設として学務
課が所管する豊洲西小学校プール・トレーニング室と教育センターの研
修室、また、指定管理施設として文化観光課が所管する歴史文化施設と、
青少年課が所管する青少年交流プラザがございます。

2の対応方針に戻りまして、(2)利用者等への周知を御覧ください。
減額についての利用者への周知は、区報3月1日号に掲載するほか、2
月2日より区ホームページへの掲載と各施設での掲示を始めております。

(3)その他を御覧ください。今回の特例措置の再延長により、改定
料金の適用は来年10月1日利用分からとなるため、それに伴う影響額
7,851万6,000円について、令和5年度一般会計当初予算案及び
令和4年度一般会計補正予算案への反映を行っております。

なお、資料3-2として、使用料検討委員会の報告書も配付させてい
ただいておりますので、後ほど御覧ください。

報告は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

減額が続くと、当たり前と感じてしまう人が増えるんじゃないかという気がしています。ちなみに、この各施設なんですけど、受益者負担もあるかと思うんですが、本当は幾らなんですよ、今減額して幾らになっているんですよというのが分かるようになっているんでしょうか。

賀来学務課長 減額が続くということで、その金額が当然のこのように思われてしまう影響でございます。例えば、豊洲西小学校プール・トレーニング室は、料金据置きのお知らせということで、もともとの料金を掲示して、今この料金になっているというような表示の仕方で張り出しているところですよ。

また、ほかの施設についてももともとの料金と減額後の料金ということで掲載をしているという報告は伺っているところでございます。

以上です。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告いたします。資料4を御覧ください。

令和3年度に発生したいじめ防止対策推進法に基づく重大事態の1件と、今年度に発生した2件の計3件について、学校いじめ問題調査委員会における調査が終了しましたので御報告いたします。

まず、重大事態について御説明いたします。いじめ防止対策推進法の第28条において、次に掲げる事態を重大事態としております。(1)、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(2)、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて、年間30日の欠席を目安としております。また、児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることとなっております。本日御報告する3件については、いずれも(2)の事案であります。

それでは、事案アより御説明いたします。

いじめられた児童は、当時小学校の2年生でした。主ないじめの態様は、嫌なことを言われたりされたりするです。いじめに係る行為が行わ

れたのは、令和3年5月から令和3年9月です。調査期間は、令和4年2月14日から令和4年12月16日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、いじめられた児童、保護者への聞き取り、いじめを行った児童への聞き取りです。

事案の概要についてです。いじめられた児童は、いじめを行った児童から、先生のいないところで突き飛ばされたこと、嫌なことを言われたことなどにより、苦痛を感じるようになりました。また、いじめられた児童が左腕を骨折してギプスで固定している際、いじめを行った児童からボールをぶつけられるということがありました。これらのことをいじめられた児童の保護者が学校に訴えました。

学校は、本件に対するいじめを認知したものの、事実の把握や保護者との連携が十分ではなかったために、初期の対応に遅れが生じてしまいました。また、いじめの行為が行われた期間において、教職員同士の情報共有や学校全体での組織的対応が十分ではありませんでした。

いじめられた児童は、学校復帰について不安があり、現在も登校することができていない状況ではありますが、学校外で学級担任やスクールソーシャルワーカーと定期的に会って、学習や面談、体験的な学習等をしております。

今後も、いじめられた児童及び保護者の気持ちを第一に、当該小学校と教育委員会が連携して、いじめられた児童のさらなる支援を図ってまいります。

続いて、事案イについて御説明いたします。

いじめられた児童は小学校6年生で、主ないじめの態様は、嫌なことを言われたりされたりするです。いじめに係る行為が行われた期間は、令和4年4月8日から令和4年5月6日です。調査期間は、令和4年6月1日から令和4年7月5日までで、調査の方法は、児童へのアンケート調査及び関係する児童への聞き取り、関係教員への聞き取り、いじめに係る児童への聞き取り、いじめられた児童、保護者への聞き取りです。

事案の概要についてです。いじめられた児童は、給食の際に使うランチマットを入れた袋が汚されていたこと、清掃時にいじめを行った児童からランチマットが入った袋でたたかれたこと、下校時ににらまれたり悪口を言われたりすることで苦痛を感じるようになりました。

学校は、初期対応において、いじめられた児童及び保護者から訴えがあったとき、学級担任がいじめられた児童の心情に十分に寄り添った適切な対応ができなかったと認識し、その後、学校全体での組織的ないじめ事案への対応、児童に寄り添った支援について、研修等を定期的に行っております。

現在、いじめられた児童は、家庭からオンラインによる授業参加を継続している状況です。

今後も、いじめられた児童や保護者の感情を第一に考え、当該校と教

育委員会が連携をして、いじめられた児童への支援を図ってまいります。

続いて、事案ウについて御説明いたします。

いじめられた生徒は中学校3年生で、主ないじめの態様は、嫌なことを言われたりされたりするです。いじめに係る行為が行われた期間は、令和4年4月から令和4年5月です。調査期間は、令和4年5月20日から令和4年9月1日までで、調査の方法は、関係教員への聞き取り、いじめられた生徒、いじめを行った生徒への聞き取り、その場にいた関係生徒への聞き取りです。

事案の概要についてです。令和4年5月19日にいじめられた生徒が学校を休んだ際、保護者から学級担任へいじめられているとの訴えがありました。その後、いじめられた生徒は学校を継続的に欠席するようになりました。いじめられた生徒は、いじめを行った生徒から、成績がよいなどといった悪口を言われたりしたことで、苦痛を感じるようになりました。

学校は、保護者から訴えがあった後、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、いじめの認知をするとともに、職員会議において、全教員にいじめの状況と対応策等について周知しました。そして、いじめられた生徒及び保護者の心情に寄り添いながら、いじめの対応をしました。

いじめられた生徒は、いじめの認知後しばらくの期間は欠席が続きましたが、令和4年7月から登校を始め、夏休み明けの8月からは通常どおり登校し、教室で過ごすことができ、このたび、卒業後の進路先も決定しました。

今後も、継続して学校いじめ対策委員会での情報共有を密にし、当該中学校と教育委員会が連携をして、いじめられた生徒の卒業に向け、支援を図ってまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴 木 委 員 この報告を見ますと、事案が3つありますけれども、この報告の内容としては全ていじめられた生徒への対応なんです、もちろんいじめた生徒への対応もしていると思うんですが、そちらは書いていませんので、いじめた生徒への対応というのはどういうふうになっているのかなと思って、お聞きしたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長 いじめた側、加害側の児童生徒に対しても、必ず事案について指導を行って、その後の経過もしっかりと見て行って、そういういじめの状況が収まっているかどうかとか、あとは、加害といえども心情がありますので、その心情に寄り添った対応をしっかりとしているところです。

以上です。

鈴木委員　そうすると、今のお話ですと、対応されているので、この3件とも加害者側の生徒は、言い方がおかしいんですけども、更生したと、もういじめをしなくなったという結果に至ったということでしょうか。

飯塚指導室長　この事案に関しては、いじめの状態は止まっている。現状としては、そういう状況になっております。ただ、加害側の考えとしては、そういうつもりで言ったのではないとか、そんなにいじめの意識があってやったのではないと、そういう発言をしていますので、自分が意識してなくても、それが結果としていじめにつながるということはしっかり指導して、今後そういうことがないように学校としても対応しているところで

以上です。

鈴木委員　すみません、もう一つだけ。いじめられた生徒の保護者の方は、いじめた生徒にこういう指導をしましたよということで、納得をしているのでしょうか。

飯塚指導室長　加害側の保護者に対しても、こういう事案があったことについては必ず報告をしまして、一定の理解は得られているというふうに認識しております。

本多教育長　ほかいかがでしょう。

本田委員。

本田委員　キーワードとして、組織的対応というのが何点か出てきていますけれども、それはどういうものを指しているか、もう少し具体的に教えていただくことはできますか。

もう一つ。これはちょっと具体的な話なんですけども、事案ウのところ、具体的な内容の部分で、成績がよいと悪口を言われというお話だったんですけども、それが先ほどおっしゃっていた、いじめるつもりはなかったというようなことで、受け取り方の問題とかいろんな問題があったのかなというふうに思いますが、これはあくまでも、本人が嫌だと思ったからいじめというふうに定義され、それが休みの期間によって重大事案というふうに位置づけられると判断してよろしいのかという、2つです。お願いします。

飯塚指導室長　組織的な対応というのは、校内で十分情報を共有して、スクールカウンセラー、ほかの学年の教員が役割を分担して、どのようにいじめの解

決に向かって対応するか、そういったところが組織的な対応でありまして、組織的な対応ができなかったというのは、学級の担任任せとか、そういった状況が続いたために事案が悪化したというようなところでございます。

事案ウのところ、成績がよいということだという話なんですけれども、これは、具体的に言うと、直接本人に話したのではなく友達と話す中で聞こえる、そういった状況がかなりあって、例えば、何かちょっと臭うよねとか、臭いよねとか、あとは、お金持ちだよねとか、そういった友達同士で会話しているのを聞かせるようなことで本人が傷ついたというようなところで、つまり、いじめの定義に基づけば、その子がその行為によって傷ついたところでいじめとして認識しているものです。その結果、それで学校を休んで、相当の期間、30日以上欠席をしたので、いじめの重大事態として対応したというところになります。

以上です。

本多教育長 よろしいですか。

本田委員 はい。

本多教育長 眞貝委員。

眞貝委員 イとウに関しまして、6年生と中学3年生ということですが、進路先に対しては、情報提供というか、そういうものはあるんでしょうか。

飯塚指導室長 そうですね。必要に応じてそこは進路先にも引き継いでいきたいと考えております。

本多教育長 基本的には、同意が必要だということだったり、必要かどうかということがまずあるので、今回、教育委員会にこうやって報告していることも、丁寧に、被害に遭われた御家族、本人の了承を得た上で、内容も伝えた上で報告をさせていただいているので、今後のことについても、そうすることによって本人に対してもプラスになるのでぜひしてくださいということであればということだろうと思っていますので、通常、このことについて必ず伝えなければいけないという義務があるわけではないので、そこのところについてはしっかりと、御家族もそうだし本人もそうだし、今後のことについて話をしてということになるだろうと。特に丁寧に対応するというところでよろしいですか。

眞貝委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

先ほどの本田委員の話にちょっと絡むんですけど、僕は基本的に、いじめって何かクラス内で起きているのかなと思っていて、大体そうかなと思ったんですけど、事案アだけは、いじめられた子が2年生、行った子は3年生と4年生ということになっているので、クラスで起きたことじゃないのかなと思ったんですね。

その場合、先ほどの御説明でちょっと僕が聞き逃していたかもしれないんですけど、どこで一体そのいじめが起きたのかなという、ボールがぶつけられたみたいなのがあったのかなと思うんですけど。ということと、組織的に対応って、この場合だと、例えば担任の先生が見落としたとかそういうことは何か違う話なのかなと思うので、どんなふうにフォローというか、対応されたのかなというのを教えてください。

飯塚指導室長 事案アに関しましては、特別支援学級のところで起こった案件でありまして、学年は違いますけれども、学級としては同じ学級内でのということです。その対応としましても、学級担任を中心に動いていたということで、当初、組織的な対応ができなかったと、そういうことでございます。

以上です。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。
鈴木委員。

鈴木委員 もう一ついいですか。この事案の提出も同意が必要だというふうに今ちょっと教育長がお話しされましたけど、そうすると、全体的には、こういう重大事案というのは数がもっと多いということでしょうか。

本多教育長 それはいいです。重大事態は報告しなければいけないので、基本的には、こういう内容で報告しますというところを丁寧にやり取りして、了解していただいて報告をしているので、報告していない重大事態はないです。これは、丁寧に我々はやっているというふうに理解していただけたほうがいいかなと思います。教育委員会に案件を報告するに当たっては、我々としては、スクールロイヤーにも相談をし、保護者の方にも相談をし、丁寧にやって、要するに、しっかりとこのことによって、齟齬が起きないようにということもそうですし、いじめに遭われた方にとってマイナスなことが起きてはいけませんので、報告の内容を含めて、この

ような形でやっていきますよという話で相談をしてやっているということなので、これは、江東区の教育委員会として、そこを丁寧に対応させていただいているということが正しいかなと。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和5年度コミュニティ・スクール新規設置校についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 令和5年度コミュニティ・スクール新規設置校について御説明させていただきます。お手数ですが、資料5をお願いいたします。

まず、コミュニティ・スクールについて説明させていただきます。これまで各学校には、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映するといった学校評議員会が設置されておりますが、これは校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度でございまして、学校運営に関して学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に対して直接関与したり拘束力のある決定をするものではございません。

これに対しまして、今回御報告いたしますコミュニティ・スクールにつきましては、これは正式的には学校運営協議会と言います。学校運営について、一定の範囲で、法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関となっております。校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施するものでございます。

本区におきましては、令和2年10月1日に八名川小学校が、1番目として学校運営協議会を設置いたしております。今回はこれに続くものでございまして、項番1にございまして、深川小学校、枝川小学校、そして今度、中学校で初めてとなりますが、深川第一中学校の3校に新たに設置するものでございます。

設置に関します根拠法令につきましては、項番2に記載のとおりとなっております。

設置日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

今後は、環境や条件等が整ったところから順次、導入を進めてまいります。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

今回3校が挙がっていますが、適切に運営してよりよいものになるように、事務局のほうとしてもしっかりと支えていければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6（仮称）有明こども図書館の整備についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長。

棚瀬江東図書館長　それでは資料6、（仮称）有明こども図書館の整備についてを御覧ください。

1、施設の概要についてです。11月22日の教育委員会で、有明スポーツセンターのレストラン施設跡地における図書サービスコーナーの整備について御協議したところですが、その後の調整により、レストラン施設跡地に隣接する展望ラウンジを利用できるようになったことから、児童書を一定数所蔵するこども向け図書館として整備を行ってまいります。

表の最下段、施設内容を御覧ください。こどもの年代に合わせた読書スペースを備えるとともに、他の図書館から取り寄せた資料の貸出しや返却ができる受付カウンター、新聞・雑誌コーナーなどを備えることとしており、誰でも利用できる施設として整備してまいります。

次に、2、江東区立図書館条例の一部改正についてですが、（1）、（仮称）有明こども図書館の開設に伴い、江東区立図書館条例の一部改正し、豊洲図書館の分館として、施設名称や位置、開館時間及び休館日の規定を整備いたします。

（2）改正の時期でございますが、令和5年第2回定例会にて提案を予定しております。

3、施設運営について御覧ください。運営方法は、指定管理者制度を活用いたします。当該施設につきましては、施設規模等から豊洲図書館の分館と位置づけた上で、効果的・効率的な運営を図るため、豊洲図書館と同一の指定管理者による運営といたします。

4、今後のスケジュールについてですが、令和5年5月下旬より指定管理者の募集を開始し、10月の第3回定例会において指定管理者候補者の指定議案の提案を行う予定です。

また、施設の整備につきましては、来年2月末の竣工を予定しており、開設準備期間を経まして、3月より運営開始を予定しております。

説明は以上となります。

本多教育長　本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

地域の方の関心も高いので、しっかりと整備をして、よりよいものにしていきたいと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 7 令和 5 年度江東区立図書館サービス計画の策定についてを説明願います。

江東図書館長。

棚瀬江東図書館長 それでは資料 7-1、令和 5 年度江東区立図書館サービス計画の策定についてを御覧ください。サービス計画については、令和 3 年度より単年度計画として策定を開始し、令和 5 年度は 3 年目の策定となります。

1、目的でございますが、図書館サービスのあり方やその取組の方向性を明らかにするために策定した江東区立図書館経営方針に基づく各図書館の具体的な取組（事業）を取りまとめて、令和 5 年度江東区立図書館サービス計画として策定をしております。

次に、2、令和 5 年度サービス計画についてですが、令和 5 年度の計画については、令和 4 年度のこれまでの実績や課題を踏まえた上で策定いたしました。

まず、（1）令和 4 年度サービス計画のこれまでの主な実績ですが、1 点目として、こどもプラザ図書館の開館となります。親子や友達同士でわいわい会話や相談ができるこども向け図書館として、令和 4 年 5 月にこどもプラザ図書館を開館しました。区立図書館としては、初の 1 人 1 台端末が使用できる W i - F i 環境も整備し、開館以降、こどもプラザ全体として毎月約 2 万人の来館者があり、当初のねらいどおり運営、活用ができていますと評価をしております。

また、2 点目としては、イベントの再開、I C T 活用事業の増という点で、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症のため、おはなし会等が中止となりましたが、令和 4 年度は感染予防対策をした上で、順次再開をすることができました。また、読み聞かせ動画の配信やオンライン講座の開催など I C T を活用した取組も増えつつあり、今後もさらなる I C T の活用が必要と考えております。

2 ページを御覧ください。令和 5 年度サービス計画の主な内容となりますが、1 点目は、（仮称）有明こども図書館の整備及び全館における 1 人 1 台端末用 W i - F i 環境の整備となります。こどもプラザ図書館における取組を検証、参考としながら、（仮称）有明こども図書館の開設に向けた準備を進めるとともに、1 人 1 台端末用 W i - F i がこどもプラザ図書館で有効に活用されていること、また、他の図書館でも端末を使いたいという児童生徒の声を受け、全館に 1 人 1 台端末用の W i - F i の整備を進めてまいります。

主な内容の 2 点目は、さらなる I C T 活用の観点から、電子書籍サービスを導入し、来館が困難な方や読書離れが懸念される中高生の読書活動を支援、推進してまいります。

次に、3、内容について御説明いたします。恐れ入りますが、資料 7

ー 2、令和 5 年度江東区立図書館サービス計画の 2 ページを御覧ください。上段の 2. 位置づけを御覧いただければと思います。このサービス計画の位置づけでございますが、図書館経営方針に基づく具体的な取組を定めるものとして策定したものでございます。

次に、少し飛びまして、5 ページをお開き願います。こちらでは、本サービス計画の見方について例を記載しております。

なお、6 ページ以降につきましては、経営方針に定めた 26 の取組ごとに、各図書館における具体的な取組内容、事業を掲載しておりますので、後ほど詳細については御確認ください。

恐れ入りますが、資料 7-1 の 2 ページにお戻りください。4、計画期間についてですが、本サービス計画については、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで 1 年間となっております。

次に、5、スケジュールでございますが、次年度につきましても 10 月に各館より上半期の報告を受けた上で、翌 1 月から 3 月に次年度計画を策定してまいります。

簡単となりますが、説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 12 ページの個別の取組のところ、江東図書館の No. 2 というのがあるんですけど、そこに、中学生の図書館利用を促進するため、参加型のイベントを実施します、新規事業ということなんですが、これはどのようなことを計画されているのでしょうか。

棚瀬江東図書館長 よく職場体験に来る中学生などとも私ども図書館職員は話をしているんですけども、参加型のイベントを企画するに当たって、予定を押さえられてしまうとなかなか手も挙げにくいし来づらいなというような意見も中学生からあるので、来たときに参加できるイベントということを考えておまして、今年度、江東図書館でやってみましたのは、あなたはどっちが好きということで、国語、英語というような形で、中学生に投票してもらう形にして、シールを張ってもらって、その横に国語の学習に関連する本を置いたり、英語に関連する本を置いたりということで、これが思った以上に皆さん参加してくれて、本の貸出しにもつながったというところがありますので、そういった取組を進めていきたいということで考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 2つあります。

1つは、23ページの多文化サービスの充実の部分なんですけれども、これは前々からいろいろと取組をしていることはよく分かっているんですが、そうした取組の結果というか成果で、外国籍の方々の利用は増えているというふうにお感じになっているかどうかということが1つ。

それから、31ページの取組17の多様な学習機会と本を通じた交流の形成の部分で、コンクール参加というのがあるんですけれども、それがどういったコンクールなのか教えていただけますか。

棚瀬江東図書館長 1点目の外国籍の方の利用が伸びているかというところなんですけれども、実際に数として外国籍の方の数は取れないところではあるんですが、各館で洋書の充実であったり、外国の方に向けただけではないんですけれども、簡単な英語の勉強のための本をそろえたり、多言語のおはなし会をしたりということで進めております。また、世界のボードゲームをしようといったイベントなども、特に外国籍の方の利用が多い城東図書館のほうでやっておりまして、そういったものは、日本人の方と外国籍の方が、こうだねと言いながらコミュニケーションをとりながらできているといったところもあると聞いていますので、そういった取組を進めることで図書館に来てもらうような環境を整えていきたいということで考えております。

2点目のコンクールへの参加についてなんですけど、こちらは、図書館を活用して調べる学習コンクールというものを全国的にやっているところがございまして、そういったところを図書館が支援して、子どもたちが参加できるような形で、次年度以降、図書館で取組を進めていきたいということで考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょう。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 15ページなんですけれども、今、高校生の図書館ボランティアというのはやっていないのでしょうか。

棚瀬江東図書館長 高校生の図書館ボランティアについてですが、現在も高校のほうから依頼を受けまして、江東図書館で職業体験ということで、一緒に働いてもらったり、手伝ってもらったりといったこともございます。また、各図書館でも司書体験ということで、ボランティアを募ったりということもございます。

今後は、一過性ではなくて、長く図書館の活動に関わってもらって、

意見をもらえるような仕組みも検討していきたいということで考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょう。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

ICTの活用というところなんですけど、子どもたち向けの話なんですけど、例えば小学校、中学校、みんなもうChromeの端末があると思うんですよ。そこに対して、例えば、週末この近くの東陽図書館ではこういうことをやりますよとか、近隣の子どもたちに向けたターゲットイングした形でお知らせをするみたいな仕組みはもうとられているのでしょうか。

あともう一つ、すみません、1つ前の事案で聞くべきだったかもしれないんですが、有明子ども図書館の前に（仮称）とついているじゃないですか。これって、正式名称には、いつ、どういう名前になるのか、スケジュールみたいなものというか、手順とかフローみたいなものがあつたら教えてください。

棚瀬江東図書館長 近隣の児童生徒へ向けた各図書館のお知らせというところになるんですが、地域を絞ったお知らせということはできていないんですけれども、Chrome bookのお気に入り、図書館のホームページを以前登録してもらっていて、そこを押せば図書館のホームページを見られるような形になっているところです。

2点目の（仮称）が取れる時期になるんですけれども、第2回定例会に条例案を出す予定でありますので、そこで可決後に正式名称になる予定でございます。

以上となります。

安 部 委 員 じゃあ、別に名前を募集しているとかそういうことじゃなくて、これでいくんだけど、可決されて、なくなるということでもいいんですよね。

棚瀬江東図書館長 おっしゃるとおりでございます。

本 多 教 育 長 仮称なので、まだどうなるか分かりませんので、そこについて何か御意見があれば述べていただければと思いますが。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、各委員からも様々な御意見をいただいたところですけれども、今年度、子どもプラザ図書館が開館して、そこで、今、報告がありました

けれども、こどもたちの活用が見えてきたというところは非常に大事なことで、今後、先ほどいろいろ御質問いただいた参加型のイベントだったりとか、ボランティアであったりとか、そういったところにこどもたちが主体的に図書館に関わっていけるようにしていく仕組みづくりとか仕掛けづくりというのはすごく大事ななと思っています。そのきっかけとしてこどもプラザ図書館がうまく機能できたというところがよかったと思うので、今後ほかの図書館に、安倍委員からもありましたけど、自分の近くの図書館の情報であるとか、こどもたちが行きたくなるような作りをしていければいいかなと思っていますし、先ほど来出ているコンクールだったりとか、ああいったところは、Challenge Wednesdayとリンクしていくところもあるので、今、図書館が一生懸命教育の内容を理解しながら取組を進めてくれているので、そういったところをうまく進めていけることが大事かなと思っています。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、日程第1 教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長が職務代理者を指名することになっております。現在は、眞貝委員を教育長職務代理者と指名しておりますが、2月20日をもってその期間が終了いたします。そのため、新たに令和5年2月21日からの教育長職務代理者として本田委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本田委員より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本田委員 このたび、教育委員会の特に重要な職務であります教育長職務代理者に就任させていただくことになりました。眞貝委員には本当に感謝しております。引き続き、御指導いただきながら、微力ではありますが、教育長を補佐し、教育課題の解決に向けて尽力してまいりたいと思ひます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

本多教育長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従ひ、御退室願ひます。

それでは、以上をもって令和5年第1回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございます。